

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示)の改正案内容(トラック)

概要

拘束時間	総拘束時間	現行：原則 1か月293時間 見直し後：原則 年間の総拘束時間が <u>3,300時間</u> 、かつ、1か月の拘束時間が <u>284時間</u> を超えないものとする。
	最大拘束時間	現行：1日 16時間(原則13時間) 見直し後：1日 <u>15時間</u> (原則13時間)
休息期間	現行：原則 継続8時間以上 見直し後：原則 <u>継続11時間以上</u> 与えるよう努めることを基本とし、 <u>継続9時間</u> を下回らないものとする	
最大運転時間	現行：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 見直し後：現行どおり	
連続運転時間	現行：4時間以内 見直し後：原則 4時間以内(運転の中断は原則休憩とする) 例外 サービスエリア等に駐車等できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができる	
休日労働	現行：2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 見直し後：現行どおり	
例外的な取扱い	新設：事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする	
その他	労働政策審議会の報告において、荷主企業に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めることや運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知することについて、労働基準監督署から配慮を要請することが適当であるとされたものです。	

- ・拘束時間 = 始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む)
- ・休息期間 = 勤務と次の勤務の間の自由な時間
その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。